

【バンコック駐在員事務所】

「外国人事業法の改正について」

- 2026年5月12日、タイ政府は商務省が提出した外国人事業法 (Foreign Business Act:FBA) の規制対象事業の一部に対し外国人事業ライセンス (Foreign Business License :FBL) の取得を不要とする改正案を原則認可した。法規制の重複を解消し、ビジネス運営の円滑化および国際競争力の強化を目標としている。
- タイの外国人事業法では、規制対象となる事業を3つのカテゴリーに分け、合計43の事業を規定し、外国企業の参入を制限している。この規制において、第2種および第3種の事業については、商務省への許可申請を行い、外国人事業ライセンス (FBL) を取得することで、外国人が株式の50%以上、または全株式を所有することが可能となる。今回の改正案では、以下の9つの事業について、外国人事業法に基づく商務省の許可取得が免除され、外国企業の参入が可能となる予定。

対象事業	管轄する法・機関
1.電気通信サービス事業 自社ネットワークを保有しない「第1種電気通信事業ライセンス」に限定	電気通信事業法 国家デジタル経済社会委員会 (NBTC)
2.資金管理センター事業 (トレジャリーセンター)	外国為替管理法 タイ中央銀行
3.担保付きの各種金銭貸付事業	証券取引法およびデリバティブ契約法 証券取引委員会
4.原資産・変数がデリバティブ契約法 (2003 年) の対象外となる先物契約 の代理人・ディーラー・コンサルタントとしてサービス	
5.農産物先物取引事業	
6.石油掘削サービス事業 (コンセッション取得事業者向け)	エネルギー省
7.総務、人事、情報技術管理サービス事業 (グループ内の関連会社向け)	
8.国内限定の債務保証サービス事業 (グループ内の関連会社向け)	
9 自動金融電子機器および自動販売機の設置スペース賃貸事業 (従業員へのサービスと利便性向上を目的とするもの)	

法的見解と実務上の留意点

- 当該法案は、外国企業に対してタイの事業分野を全面的に開放するのではなく、商務省との法的手続きの重複を解消することを目的としている。外国人事業ライセンス (FBL) の申請は不要になるものの、各事業を管轄する主要機関の事業ライセンス取得や規制基準への準拠は従来通り必須である。
- 同法案は閣議了済済みであり、官報公布を経て2026年後半の施行が見込まれている。外国企業は正式施行まで、従来の規定通りに許可申請等の手続きを行う必要がある。
- なお、一部の事業別で重複許可が簡素化される反面、外国人事業を隠すためにタイ人の名義を利用する「ノミニ」問題については、今後も厳格な取り締まりを進める方針。

タイの外国人事業法において、外国人の定義は次の通り。

1. タイ国籍を持たない自然人
2. タイ国内で登記されていない法人
3. 資本の50%以上を外国人 (法人) が所有している法人
4. 有限会社又は合名会社で設立されている場合で、経営者又は共同経営者が外国人の法人

【出所:タイ商務省の HP】

照会先: りそな銀行 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3224
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載